

「生物応答試験法等検討ワーキンググループ（WG）」設置要綱（案）

1. 目的

環境省では、平成28年6月より「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、生物を用いた水環境の評価・管理（改善）手法（以下「本手法」という。）を用いる場合の有効性や課題も含めた活用の在り方等について検討を進めている。

今般、検討会で指摘された本手法に関する検討課題のうち、技術的・専門的な議論を要すると考えられるものについて、これらに係る対応方策の考え方、具体的な方策の内容、方策の有効性等を専門的かつ集中的な検討を行うため、検討会の下に、検討会委員等を中心とした学識経験者及び関係者から構成される「生物応答試験法等検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

WGの検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業場からの排水に対して慢性毒性に係る生物応答試験を活用する本手法を用いる場合の技術的な課題、その対応方策、有効性等（試験結果の解釈・評価に関する課題、試験コスト等の低減方策等を含む）
- (2) 事業場からの排水に対して急性毒性に係る生物応答試験を活用する本手法を用いる場合の暫定的な試験法とその考え方
- (3) 公共用水域を対象とした生物応答試験に関する技術的な課題、対応方策とその考え方等
- (4) 海産生物を用いた生物応答試験に関する技術的な課題等

3. WGの構成

- (1) WGは、検討会を構成する学識経験者、事業者、地方自治体、試験分析機関関係者等の委員をもって構成する。
- (2) 委員は、必要に応じ、WG座長の了解を得た上で追加又は変更できるものとする。

4. 座長

- (1) WGには座長を置く。座長はWGの議事運営にあたる。
- (2) 座長は、検討会の了解を得て選任される。

5. 事務局

WGの事務局は、環境省水・大気環境局水環境課及び本手法に関する検討に係る環境省の各年度の業務について請負う事業者において行う。

6. WGの取扱い

- (1) WGの検討状況は、検討会座長の求めに応じ検討会に報告されなければならない。
- (2) WGは、個別の調査事例等に係る評価等に関する議論を含むことから、原則として非公開とする。ただし、あらかじめ座長から公開の指示があった場合はその限りでない。